【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年１月22日
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号　東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤　敏信 （連絡場所） 東京都千代田区丸の内二丁目７番３号　東京ビルディング
【電話番号】	03－6736－2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年７月23日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

Ⅱ．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

＜訂正前＞

日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）

＜訂正後＞

日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド
（以下「当ファンド」といいます。）

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】

（１）ファンドの目的及び基本的性格

（ハ）基本的性格

＜訂正前＞

（略）

＊１　商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする記載のあるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

＊１　商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載のあるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

（以下略）

（ニ）ファンドの特色

＜訂正前＞

（略）

⑤　当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

＊　「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

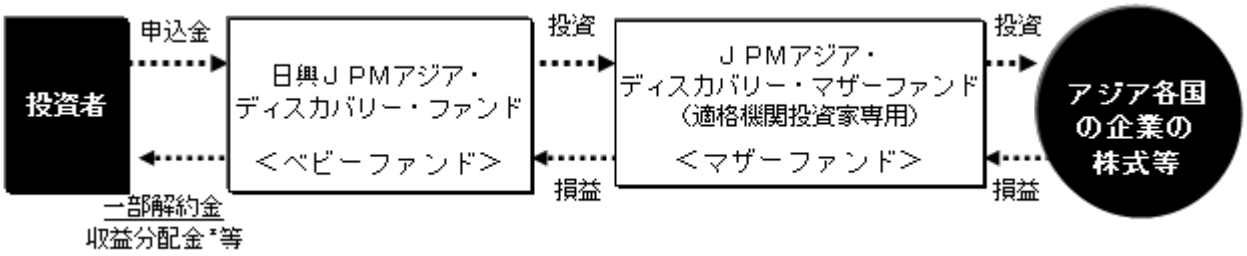

＊　後記「２投資方針（４）分配方針＜参考＞収益分配金の支払いについて」をご参照ください。

＜訂正後＞

（略）

⑤　当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

＊　「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

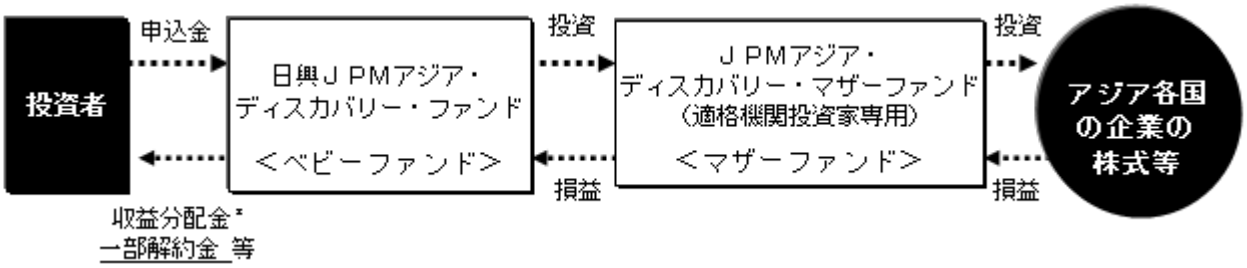

＊　後記「２投資方針（４）分配方針＜参考＞収益分配金の支払いについて」をご参照ください。

＜参考情報＞

原届出書の第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　１ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格　（ニ）ファンドの特色の＜参考情報＞について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

アジアの経済は、相対的に高い成長が予想されることや、アジア経済圏での取引が活性化していることから、日本を含むアジア各国の企業はこの恩恵を受けると考えられます。

アジア各国間の“貿易における引力の法則”

存在感が高まるアジア経済圏

世界のGDPに占める各地域の割合

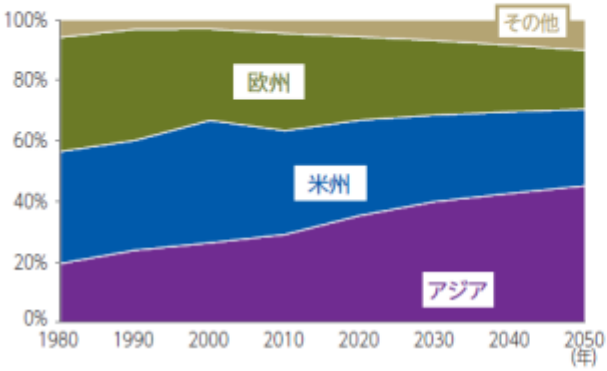

出所：ゴールドマン・サックス
期間：1980年～2050年（10年毎の数値）　2020年以降は予測値

上記は、過去の実績および予測であり、実現を保証するものではありません。
GDPとは、国内で、1年間に新しく生みだされた生産物やサービスの金額の総和のことをいいます。

アジア経済圏における経済発展と貿易拡大のイメージ

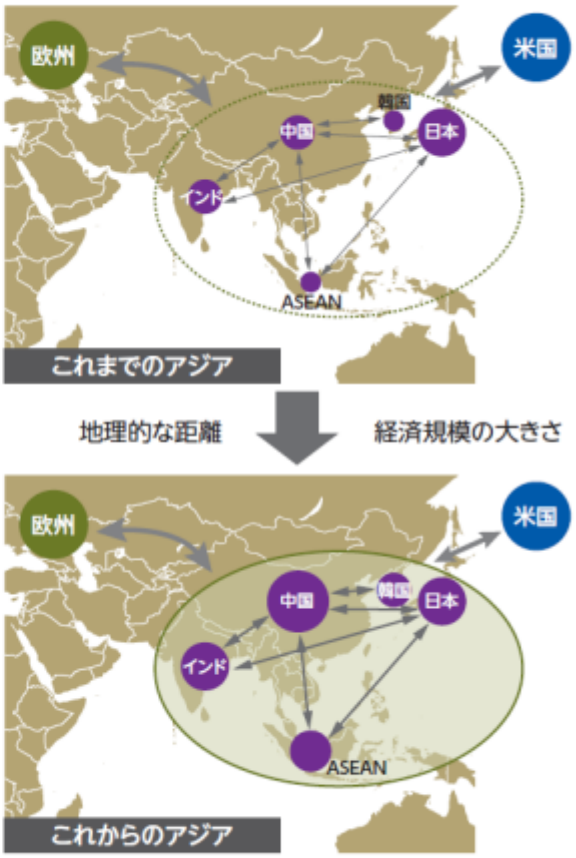

上図において、円の大きさは経済規模をイメージしたものであり、矢印の太さは貿易額の大きさをイメージしたものです。実際の経済規模や貿易額を示したものではありません。

※　**前記は、マザーファンドの収益を保証するものではありません。**

ご参考

貿易における引力の法則『グラビティ・モデル』

グラビティとは引力のこと。当モデルは経済学の用語で、近い星ほど引き合う力が強いように、**距離が近い国ほど貿易額が多く、また、国の規模が大きいほど、その貿易額が大きくなる傾向が強いことをいいます。**過去、欧州において経済が拡大し、米国に次ぐ巨大な経済圏を形成したことからも実証されています。
アジアではかつて、日本が唯一の経済大国でしたが、中国やインド、韓国、ASEAN（東南アジア諸国連合）などが成長することによる経済規模の拡大と、地理的な距離の近さから、相互の貿易額が拡大する等、アジア経済圏において国々の経済が結びつきを深めています。

活性化するアジア経済圏

消費の拡大

アジアの最終消費支出の推移

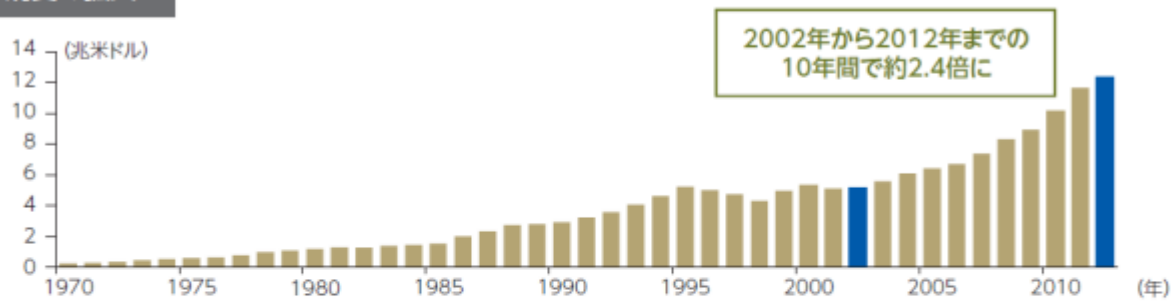

出所：世界銀行　期間：1970年～2012年
アジアは日本、中国、香港、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、インド、マレーシアの合計。
最終消費支出とは、最終消費財の購入に充てられた支出金額。

企業の成長

アジア企業のEPS(一株当たりの利益)成長率予想

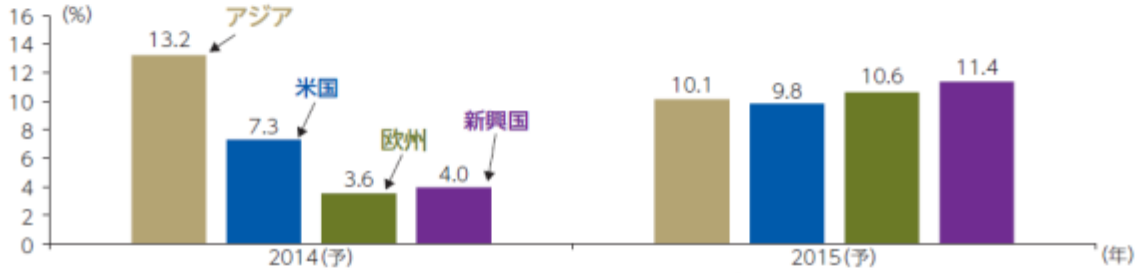

出所：IBES Consensus、MSCI、FactSet、Citi Research　アジアは、MSCI AC アジア・インデックスの構成国。
2014年11月末現在の予想
MSCI AC アジア・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

輸出の増加

～ アジア域内貿易が拡大 ～

アジアの域内向け輸出額の推移

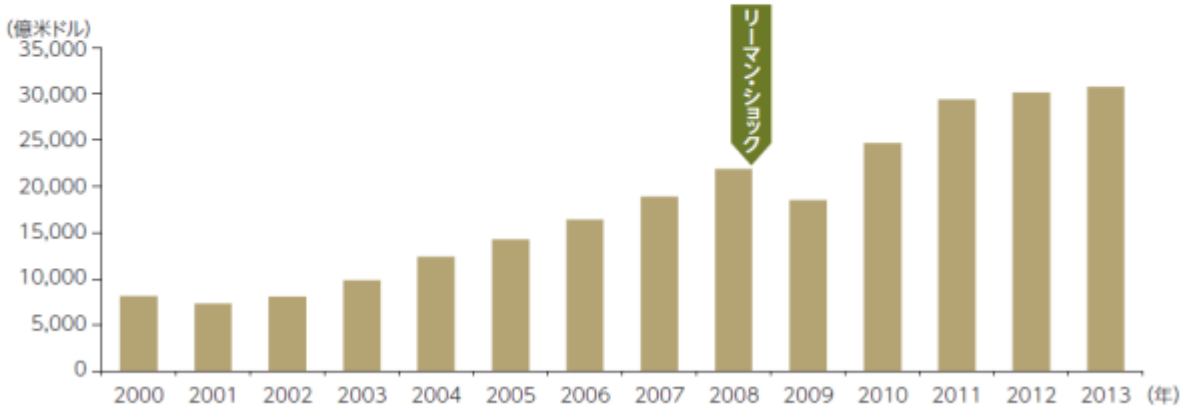

出所：WTO　期間：2000年～2013年
アジアは、WTOの定義するアジアを使用。

※　前記は、過去の実績および予測であり、将来の成果を保証するものではありません。また、マザーファンドの収益を保証するものではありません。
　前記は、2014年11月現在の「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの見解であり、将来予告なく変更されることがあります。

マザーファンドにおける日本を含むアジア株式の運用体制

- マザーファンドの運用において、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループにおけるＰＲＧの総合力を結集します。

  ＰＲＧの調査網を活用し、情報共有によって、企業調査に基づく銘柄選択を行います。

- ＰＲＧは、ＰＲＧ株式運用ストラテジーに基づくアジア株式運用で40年以上の実績を持つ、アジアで経験豊富な運用チームのひとつです。

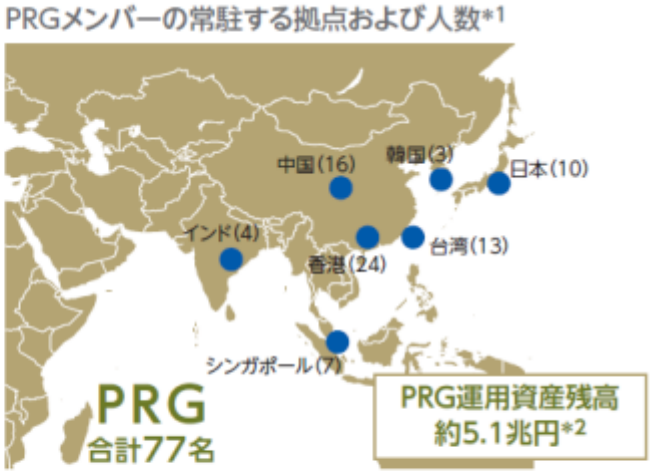

2014年6月末現在
*1 PRGの国別スペシャリストおよび地域スペシャリストが所属する拠点および人数を示しています。委託会社以外も含みます。
*2 2014年6月末現在の為替相場（1米ドル=101.31円）にて円換算。委託会社以外の資産も含みます。
PRGメンバーの常駐する拠点、人数は、今後変更されることがあります。

年間延べ約7,200件の企業取材（2013年実績）

ＰＲＧメンバー１人あたりの平均企業取材件数は年間延べ約90件に及びます。
現地に密着した企業取材を行うことで「情報優位の獲得」を目指しています。

（３）ファンドの仕組み

＜訂正前＞

（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

③　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

＊　販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

（ハ）委託会社の概況

①　資本金　2,218百万円（平成26年５月末現在）

（略）

⑤　大株主の状況（平成26年５月末現在）

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

③　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

＊　販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

（ハ）委託会社の概況

①　資本金　2,218百万円（平成25年11月末現在）

（略）

⑤　大株主の状況（平成25年11月末現在）

（以下略）

２【投資方針】

（１）投資方針

（ロ）投資態度

原届出書の第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　２投資方針　（１）投資方針　（ロ）投資態度の末尾に、以下の事項が追加されます。

＜追加＞

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりで

す。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「３投資リスク（２）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- 委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ
- マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注
- マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- 委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（３）運用体制

＜訂正前＞

（略）

② 同チーム内で国別スペシャリスト（61名（内委託会社８名所属））と地域スペシャリスト（15名（内委託会社２名所属））が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

② 同チーム内で国別スペシャリスト（62名（内委託会社８名所属））と地域スペシャリスト（17名（内委託会社２名所属））が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年９月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（５）投資制限

＜訂正前＞

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

④ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産

の純資産総額（信託約款第８条第２項に規定するものをいいます。以下⑪において同じ。）の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

⑫　受託会社による資金の立替え

（略）

（参考）マザーファンドの投資制限

（略）

④　投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第８条に規定するものをいいます。）の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

⑪　受託会社による資金の立替え

（略）

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

②　委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

＜訂正後＞

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

④　投資信託証券への投資制限

Ａ　委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第８条第２項に規定するものをいいます。以下⑪および⑬において同じ。）の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

⑫　受託会社による資金の立替え

（略）

⑬　デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（⑥Ａに定める取引をいいます。）、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（⑥Ｂに定める取引をいいます。）、ならびに信託約款第16条第１項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑬において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑬において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80％以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のう

ち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

（略）

④　投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の１および２に掲げるものを除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第８条に規定するものをいいます。以下⑫において同じ。）の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

⑪　受託会社による資金の立替え

（略）

⑫　デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（⑥Ａに定める取引をいいます。）、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（⑥Ｂに定める取引をいいます。）、ならびにマザーファンド信託約款第17条第１項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑫において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑫において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80％以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

②　委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80％以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

＜訂正前＞

（略）

③　カントリーリスク

（略）

・税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による１年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.2225%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成26年３月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

（略）

⑫　予測不可能な事態が起きた場合等について

（略）

＜訂正後＞

（略）

③　カントリーリスク

（略）

・税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による１年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.2225%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成26年11月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

（略）

⑫　予測不可能な事態が起きた場合等について

（略）

原届出書の第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　３投資リスク　（１）リスク要因の末尾に、以下の事項が追加されます。

＜追加＞

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2009年12月～2014年11月の5年間における、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

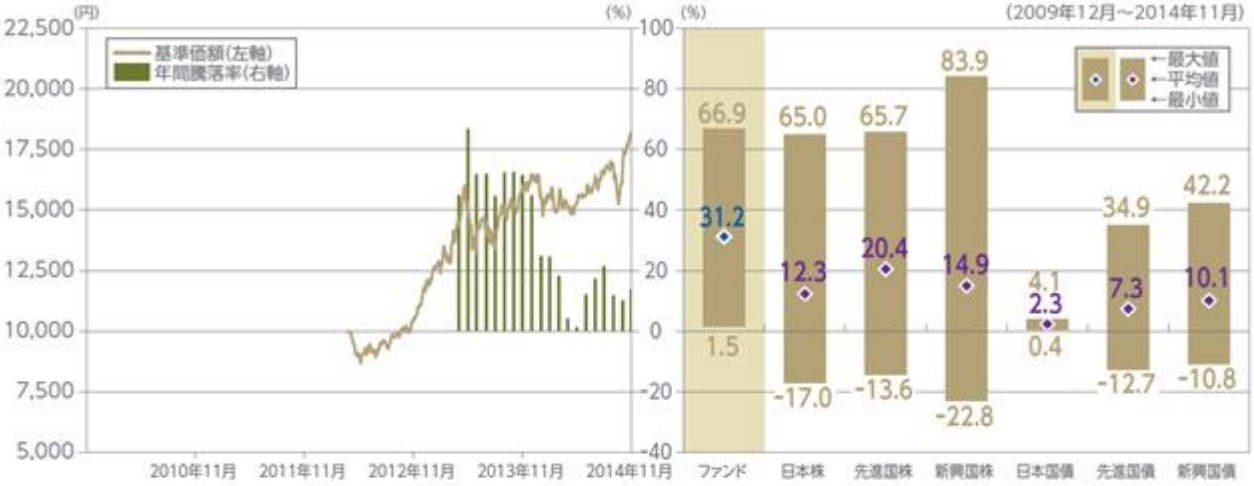

(ご注意)
○基準価額は、信託報酬控除後です。
○ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
○代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
○ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2013年3月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA−BPI(国債)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI−エマージング・マーケッツ・グローバル(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
NOMURA−BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。
JPモルガンGBI−エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

＜訂正前＞

（略）

（平成26年３月末現在）

（略）

・　委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＜訂正後＞

（略）

（平成26年９月末現在）

（略）

・　委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないよう管理します。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細＞

委託会社が当ファンドまたはマザーファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。
マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。

マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引	委託会社の役職員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役職員の取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社の役職員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

４【手数料等及び税金】

（１）申込手数料

＜訂正前＞

①　発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

＜訂正後＞

①　発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

＊　購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

（以下略）

（３）信託報酬等

＜訂正前＞

（略）

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.0756% （税抜0.07%）

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.0756% （税抜0.07%）
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

（以下略）

（４）その他の手数料等

＜訂正前＞

１　以下の費用等を信託財産で負担します。

①　有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

②　外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

（略）

３　監査費用を信託財産で負担します。

（以下略）

＜訂正後＞

１　以下の費用等を信託財産で負担します。

①　有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

＊　当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

②　外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

＊　当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

（略）

３　監査費用*を信託財産で負担します。

＊　信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（以下略）

（５）課税上の取扱い

＜訂正前＞

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年５月末現在適用されるものです。

（以下略）

＜訂正後＞

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年11月末現在適用されるものです。

（以下略）

５【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　５運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

（１）投資状況

（平成26年11月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,659,044,505	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△18,319,723	△0.17
合計(純資産総額)		10,640,724,782	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
親投資信託は、全て「ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	4,820,528,690	45.21
	アメリカ	220,146,432	2.07
	イギリス	142,746,599	1.34
	香港	2,026,988,337	19.02
	シンガポール	241,560,874	2.27
	マレーシア	88,153,922	0.83
	タイ	391,396,183	3.67
	フィリピン	90,310,400	0.85
	韓国	1,008,990,565	9.47
	台湾	833,462,910	7.82
	中国	24,820,290	0.23
	インド	686,912,945	6.44
	小計	10,576,018,147	99.22

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	83,132,693	0.78
合計(純資産総額)		10,659,150,840	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注２）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第１ファンドの状況　１　ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格　（イ）ファンドの目的」をご参照ください。

（２）投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

（平成26年11月28日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）	5,612,682,063	1.5801	8,868,691,579	1.8991	10,659,044,505	100.17

（参考）ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月28日現在）

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	905,000	462.22	418,309,100	534.80	483,994,000	4.54
2	日本	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	590,100	555.36	327,717,936	686.40	405,044,640	3.80
3	日本	日本	株式	マツダ	輸送用機器	128,500	2,310.00	296,835,000	3,065.50	393,916,750	3.70
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	540,600	582.55	314,926,530	685.48	370,574,542	3.48
5	日本	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	69,200	4,024.00	278,460,800	4,475.00	309,670,000	2.91
6	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,274	149,039.70	338,916,278	135,627.20	308,416,253	2.89
7	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	153,700	1,613.44	247,987,264	1,907.77	293,225,017	2.75
8	インド	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	80,795	2,892.19	233,674,529	3,325.77	268,706,072	2.52
9	日本	日本	株式	朝日インテック	精密機器	36,600	3,720.00	136,152,000	5,840.00	213,744,000	2.01
10	日本	日本	株式	オリックス	その他金融業	129,000	1,469.00	189,501,000	1,565.50	201,949,500	1.89
11	日本	日本	株式	日本電産	電気機器	25,500	6,045.00	154,147,500	7,872.00	200,736,000	1.88
12	インド	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	29,720	5,059.62	150,372,117	6,298.45	187,190,187	1.76
13	シンガポール	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	102,807	1,526.22	156,907,035	1,789.74	183,998,314	1.73
14	日本	日本	株式	日立製作所	電気機器	193,000	732.00	141,276,000	916.50	176,884,500	1.66
15	日本	日本	株式	新明和工業	輸送用機器	158,000	959.00	151,522,000	1,098.00	173,484,000	1.63
16	韓国	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	41,230	3,878.89	159,926,841	4,206.16	173,419,977	1.63
17	日本	日本	株式	三菱電機	電気機器	120,000	1,139.00	136,680,000	1,426.50	171,180,000	1.61
18	日本	日本	株式	ドンキホーテホールディングス	小売業	22,100	5,590.94	123,559,831	7,400.00	163,540,000	1.53
19	香港	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産	73,000	2,069.42	151,068,025	2,185.32	159,528,725	1.50
20	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	1,758,000	81.43	143,162,730	88.45	155,495,100	1.46
21	日本	日本	株式	日本電気	電気機器	392,000	301.00	117,992,000	373.00	146,216,000	1.37
22	日本	日本	株式	ソニー	電気機器	56,000	1,891.08	105,901,023	2,600.00	145,600,000	1.37

23	日本	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	37,700	2,475.00	93,307,500	3,800.00	143,260,000	1.34
24	日本	日本	株式	大林組	建設業	168,000	649.00	109,032,000	740.00	124,320,000	1.17
25	タイ	タイ	株式	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	銀行	137,000	707.88	96,980,387	896.40	122,806,800	1.15
26	日本	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,200	39,255.00	86,361,000	54,820.00	120,604,000	1.13
27	日本	日本	株式	楽天	サービス業	73,400	1,434.90	105,322,159	1,599.00	117,366,600	1.10
28	日本	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	63,700	1,198.88	76,368,679	1,794.00	114,277,800	1.07
29	イギリス	インド	株式	AXIS BANK LIMITED- GDR REG S	銀行	25,036	3,368.75	84,340,243	4,534.12	113,516,241	1.06
30	日本	日本	株式	クボタ	機械	61,000	1,312.00	80,032,000	1,855.00	113,155,000	1.06

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第１ファンドの状況　１　ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格　（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成26年11月28日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.17

（参考）ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月28日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	1.17
		化学	1.97
		医薬品	1.08
		ガラス・土石製品	1.04
		非鉄金属	0.73
		機械	1.06
		電気機器	11.31
		輸送用機器	5.88
		精密機器	2.56
		その他製品	1.40
		情報・通信業	0.96
		卸売業	1.86
		小売業	1.53
		銀行業	6.71
		その他金融業	2.50
		不動産業	1.03
		サービス業	2.43
	外国	エネルギー	2.06
		素材	1.51
		資本財	2.58
		商業・専門サービス	0.67
		運輸	0.85
		自動車・自動車部品	4.68
		耐久消費財・アパレル	0.21
		消費者サービス	1.29
		小売	0.53
		食品・生活必需品小売り	0.35
		食品・飲料・タバコ	0.89
		ヘルスケア機器・サービス	0.17
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.19
		銀行	12.59
		各種金融	1.51
		保険	5.07
		不動産	3.42

		ソフトウェア・サービス	4.91
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.56
		公益事業	1.27
		半導体・半導体製造装置	5.69
合計			99.22

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績

① 純資産の推移

平成26年11月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
１期	(平成25年４月24日)	34,721	34,721	1.4369	1.4369
２期	(平成26年４月24日)	13,407	13,407	1.5322	1.5322
	平成25年11月末日	19,713	－	1.5971	－
	平成25年12月末日	16,705	－	1.6488	－
	平成26年１月末日	14,899	－	1.5499	－
	平成26年２月末日	14,513	－	1.5675	－
	平成26年３月末日	13,856	－	1.5416	－
	平成26年４月末日	13,084	－	1.5099	－
	平成26年５月末日	12,590	－	1.5256	－
	平成26年６月末日	11,878	－	1.5602	－
	平成26年７月末日	11,716	－	1.6426	－
	平成26年８月末日	11,139	－	1.6474	－
	平成26年９月末日	10,830	－	1.6723	－
	平成26年10月末日	10,482	－	1.6874	－
	平成26年11月末日	10,640	－	1.8217	－

② 分配の推移

期	１口当たり分配金（円）
１期	0.0000
２期	0.0000
３期（中間期）	0.0000

③ 収益率の推移

期	収益率（%）
１期	43.69
２期	6.63
３期（中間期）	4.83

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
１期	175,700,077,656	151,536,245,727	24,163,831,929
２期	3,450,203,367	18,863,445,429	8,750,589,867
３期（中間期）	8,491,570	2,474,945,038	6,284,136,399

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（http://www.jpmorganasset.co.jp/）、または販売会社でご確認いただけます。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年11月28日	設定日	2012年４月25日
純資産総額	106億円	決算回数	年１回

基準価額・純資産の推移

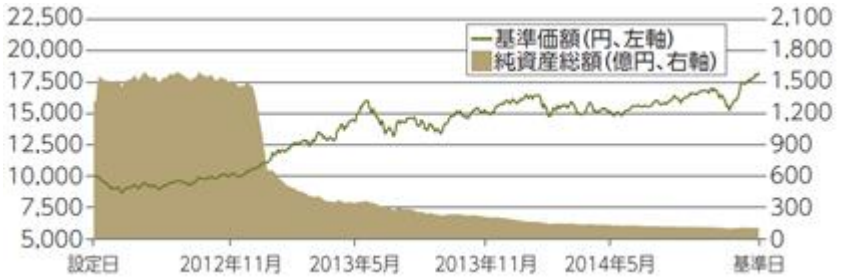

＊基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
１期	2013年４月	0
２期	2014年４月	0
	設定来累計	0

＊分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国※1	投資比率※2
日本	45.3%
中国	13.2%
韓国	9.5%
インド	8.2%
台湾	7.8%
その他	15.4%

通貨別構成状況

通貨	投資比率※2
日本円	45.3%
香港ドル	19.2%
韓国ウォン	9.5%
新台湾ドル	7.8%
インドルピー	6.4%
その他	11.2%

業種別構成状況

業種※3	投資比率※2
銀行（外国）	12.6%
電気機器（国内）	11.3%
銀行業（国内）	6.7%
輸送用機器（国内）	5.9%
半導体・半導体製造装置（外国）	5.7%
その他	57.2%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国※1	通貨	業種※3	投資比率※2
1	台湾積体電路製造	台湾	新台湾ドル	半導体・半導体製造装置	4.5%
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	日本円	銀行業	3.8%
3	マツダ	日本	日本円	輸送用機器	3.7%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	3.5%
5	三井住友フィナンシャルグループ	日本	日本円	銀行業	2.9%
6	三星電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.9%
7	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	2.8%
8	ＩＣＩＣＩ銀行	インド	インドルピー	銀行	2.5%
9	朝日インテック	日本	日本円	精密機器	2.0%
10	オリックス	日本	日本円	その他金融業	1.9%

年間収益率の推移

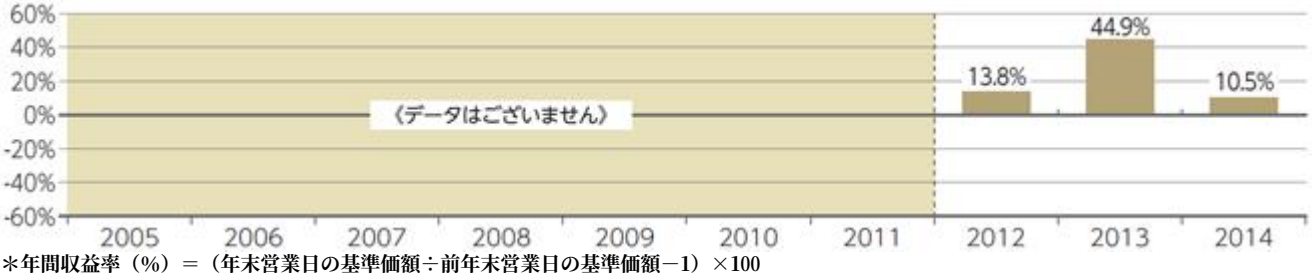

＊年間収益率（%）＝（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額－1）×100
＊2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年11月28日までのものです。
＊ベンチマークは設定していません。
＊当ページにおける「ファンド」は、日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1　「投資国」は、「第１ファンドの状況　１　ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格　（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
※2　ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
※3　業種別構成状況の国内（日本）は東証33業種、外国（日本以外）はMSCI分類に基づき分類していますが、委託会社の判断に基づき分類したものが一部含まれる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

⑥　申込みの中止

＜訂正前＞

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

＜訂正後＞

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

２【換金（解約）手続等】

⑥　換金の中止

＜訂正前＞

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

＜訂正後＞

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（５）その他

＜訂正前＞

①　信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）信託契約の解約

（略）

ｄ．前記ｂ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（略）

②　信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（略）

（ｂ）委託会社は、前記（ａ）の場合（信託約款の変更にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（略）

（ｄ）前記（ｂ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（略）

（ｇ）前記（ａ）から（ｆ）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

（略）

⑤　委託会社が行う公告

（略）

＜訂正後＞

①　信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）信託契約の解約

（略）

ｄ．前記ｂ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（略）

②　信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（略）

（ｂ）委託会社は、前記（ａ）の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。（以下同じ。）この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（略）

（ｄ）前記（ｂ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（略）

（ｇ）前記（ａ）から（ｆ）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下（ｇ）において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：http://www.jpmorganasset.co.jp/

（略）

⑤　委託会社が行う公告

（略）

⑥　反対受益者の換金について

前記①（ａ）ｂ．または②（ｂ）における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「２換金（解約）手続等」の通り、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

４【受益者の権利等】

＜訂正前＞

（略）

（４）反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「３資産管理等の概要（５）その他　①信託の終了等」または「②信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

（５）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

＜訂正後＞

（略）

（４）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜訂正前＞

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（平成25年４月25日から平成26年４月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

※　当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年７月24日付けで当ファンドの名称は「日興ＪＦアジア・ディスカバリー・ファンド」から「日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド」に、マザーファンドの名称は「ＪＦアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」から「ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」に変更しました。

＜訂正後＞

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の３および第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（平成25年４月25日から平成26年４月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年４月25日から平成26年10月24日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

※　当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは約款変更を行い、平成25年７月24日付けで当ファンドの名称は「日興ＪＦアジア・ディスカバリー・ファンド」から「日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド」に、マザーファンドの名称は「ＪＦアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」から「ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」に変更しました。

原届出書の第二部ファンド情報　第３ファンドの経理状況　１財務諸表について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

＜追加＞

中間財務諸表

【日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (平成26年４月24日現在)	当中間計算期間末 (平成26年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,553,391,835	10,200,893,776
未収入金	120,923,124	17,237,926
流動資産合計	13,674,314,959	10,218,131,702
資産合計	13,674,314,959	10,218,131,702
負債の部		
流動負債		
未払解約金	120,923,124	17,237,926
未払受託者報酬	6,022,053	4,427,845
未払委託者報酬	137,646,860	101,207,791
その他未払費用	1,811,282	1,413,103
流動負債合計	266,403,319	124,286,665
負債合計	266,403,319	124,286,665
純資産の部		
元本等		
元本	※1 8,750,589,867	※1 6,284,136,399
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,657,321,773	3,809,708,638
（分配準備積立金）	3,917,232,396	2,809,499,387
元本等合計	13,407,911,640	10,093,845,037
純資産合計	13,407,911,640	10,093,845,037
負債純資産合計	13,674,314,959	10,218,131,702

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自　平成25年４月25日 至　平成25年10月24日）	当中間計算期間 （自　平成26年４月25日 至　平成26年10月24日）
営業収益		
有価証券売買等損益	1,567,789,606	694,079,541
営業収益合計	1,567,789,606	694,079,541
営業費用		
受託者報酬	10,143,902	4,427,845
委託者報酬	231,860,577	101,207,791
その他費用	2,220,033	1,413,103
営業費用合計	244,224,512	107,048,739
営業利益	1,323,565,094	587,030,802
経常利益	1,323,565,094	587,030,802
中間純利益	1,323,565,094	587,030,802
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	134,058,211	123,008,518
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,557,702,904	4,657,321,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,579,389,334	5,651,172
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,579,389,334	5,651,172
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,844,137,619	1,317,286,591
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,844,137,619	1,317,286,591
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,482,461,502	3,809,708,638

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	前計算期間末 (平成26年４月24日現在)	当中間計算期間末 (平成26年10月24日現在)
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	24,163,831,929円	8,750,589,867円
期中追加設定元本額	3,450,203,367円	8,491,570円
期中一部解約元本額	18,863,445,429円	2,474,945,038円
受益権の総数	8,750,589,867口	6,284,136,399口
１口当たりの純資産額	1.5322円	1.6062円
(１万口当たりの純資産額)	(15,322円)	(16,062円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
１．中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	(平成26年４月24日現在)	(平成26年10月24日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		156,935,778	140,982,153
コール・ローン		29,874,446	33,801,344
株式		13,202,427,761	9,981,435,445
派生商品評価勘定		96,851	―
未収入金		254,908,221	81,642,315
未収配当金		55,128,983	25,503,537
未収利息		16	18
流動資産合計		13,699,372,056	10,263,364,812
資産合計		13,699,372,056	10,263,364,812
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		189,619	8,550
未払金		25,046,935	45,313,420
未払解約金		120,923,124	17,237,926
流動負債合計		146,159,678	62,559,896
負債合計		146,159,678	62,559,896
純資産の部			
元本等			
元本	※１	8,576,467,655	6,102,107,900
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		4,976,744,723	4,098,697,016
元本等合計		13,553,212,378	10,200,804,916
純資産合計		13,553,212,378	10,200,804,916
負債純資産合計		13,699,372,056	10,263,364,812

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成26年４月24日現在)	(平成26年10月24日現在)
※１本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	24,296,004,602円	8,576,467,655円
期中追加設定元本額	3,393,239,501円	8,176,407円
期中解約元本額	19,112,776,448円	2,482,536,162円
元本の内訳（注）		
日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンド	8,576,467,655円	6,102,107,900円
合　計	8,576,467,655円	6,102,107,900円
受益権の総数	8,576,467,655口	6,102,107,900口
１口当たりの純資産額 (１万口当たりの純資産額)	1.5803円 (15,803円)	1.6717円 (16,717円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	(平成26年４月24日現在)				(平成26年10月24日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	タイバーツ	21,794,735	－	21,700,116	△94,619	－	－	－	－
	売建								
	アメリカドル	206,246,735	－	206,244,884	1,851	97,209,450	－	97,218,000	△8,550
合計		228,041,470	－	227,945,000	△92,768	97,209,450	－	97,218,000	△8,550

（注）１．為替予約の時価の算定方法

（１）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（２）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

２．換算において円未満の端数は切り捨てております。

３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

２【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報　第３ファンドの経理状況　２ファンドの現況について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

【純資産額計算書】

（平成26年11月28日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	10,676,243,259	円
Ⅱ　負債総額	35,518,477	円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	10,640,724,782	円
Ⅳ　発行済口数	5,841,085,595	口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.8217	円

（参考）ＪＰＭアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年11月28日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	10,676,349,594	円
Ⅱ　負債総額	17,198,754	円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	10,659,150,840	円
Ⅳ　発行済口数	5,612,682,063	口
Ⅴ　１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.8991	円

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
＜訂正前＞

①　資本金の額（平成26年５月末現在）

（略）

②　会社の意思決定機構（平成26年６月１日現在）

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することをそれぞれの委員会に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

③　投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年５月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

①　資本金の額（平成26年11月末現在）

（略）

②　会社の意思決定機構

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

③　投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】
＜訂正前＞

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年５月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	946,512
公募単位型株式投資信託	4	16,815
公募追加型債券投資信託	2	462,422
公募単位型債券投資信託	－	－
私募投資信託	62	886,420
総合計	140	2,312,169
親投資信託	64	－

（注）百万円未満は四捨五入

＜訂正後＞

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年11月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	816,013
公募単位型株式投資信託	4	12,434
公募追加型債券投資信託	2	353,443
公募単位型債券投資信託	―	―
私募投資信託	62	1,103,793
総合計	139	2,285,683
親投資信託	62	―

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

＜訂正前＞

１．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

＜訂正後＞

１．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の「第三部委託会社等の情報　第１委託会社等の概況　３委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

＜追加＞

次へ

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 （平成26年９月30日）		
資産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（%）
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 （平成26年９月30日）		
負債の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（%）
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	※１	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 （平成26年９月30日）		
純資産の部				
区分	注記番号	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（%）
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△168	
評価・換算差額等計			△168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 （自平成26年４月１日 至平成26年９月30日）		
区分	注記番号	内訳	金額	百分比
		（千円）	（千円）	（%）
営業収益				
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	※１	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	※２	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			△284,512	△2.3
中間純利益			1,070,340	8.6

重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 （自平成26年４月１日 至平成26年９月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。
３．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年９月30日）
※１　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自平成26年４月１日 至平成26年９月30日）	
※１　営業外収益のうち主要なもの	（千円）
投資有価証券売却益	90,954
※２　営業外費用のうち主要なもの	（千円）
為替差損	10,168

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年９月30日）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
１年以内	534,002	千円
１年超	306,891	千円
合計	840,893	千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

① 平成26年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	―
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	―
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	―
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	―
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	―
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	―
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	―
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	―
(3) 未払費用	723,530	723,530	―
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成26年９月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額　60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	21,747	22,010	△262
合計		21,747	22,010	△262

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額　7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

２．地域ごとの情報

営業収益　（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（１株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年４月１日 至平成26年９月30日）
１株当たり純資産額　259,352円52銭 １株当たり中間純利益金額　19,023円20銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たりの中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益　1,070,340千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　1,070,340千円 普通株式の期中平均株式数　56,265株

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

（１）受託会社

（略）

② 資本金の額　342,037百万円（平成25年９月末現在）

（略）

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成25年９月末現在）	事業の内容

（以下略）

＜訂正後＞

（１）受託会社

（略）

② 資本金の額　342,037百万円（平成26年３月末現在）

（略）

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成26年３月末現在）	事業の内容

（以下略）

２【関係業務の概要】

（２）販売会社

＜訂正前＞

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

＊　販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

＜訂正後＞

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

＊　販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年12月10日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会　御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒川　進　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンドの平成26年４月25日から平成26年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興ＪＰＭアジア・ディスカバリー・ファンドの平成26年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年４月25日から平成26年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年12月12日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会　御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒 川　進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。